イナリサーチ・フィリピンズの施設	フィリピン共和国	ラグナ州ビナン町
サイエンティフィック・プライメイツ・フィリピナスの施設	フィリピン共和国	リサール州タナイ町
サイコンブリック社の施設	フィリピン共和国	リサール州タナイ町
ナホバニー社の施設	ベトナム社会主義共和国	ドンナイ省ロンタン県

○農林水産省告示第七百九十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　SC140	209046	井関農機株式会社
〃	キセキ　SC141	209047	〃
〃	キセキ　SC143	209048	〃
〃	キセキ　SC144	209049	〃
〃	キセキ　SF186	209050	〃
〃	キセキ　SF187	209051	〃
〃	キセキ　SF191	209052	〃
〃	キセキ　SF192	209053	〃
〃	ヤンマー　KQ500	209054	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○経済産業省告示第百十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十日

経済産業大臣　直嶋　正行

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一〇二三〇三	平成十五年四月三十日	平成二十二年三月三十一日	水道メーター第一類	株式会社ニッコク　名古屋工場 愛知県名古屋市北区石園町三丁目二十三番地
一一二三〇三	平成十五年四月三十日	平成二十二年三月三十一日	水道メーター第二類	株式会社ニッコク　名古屋工場 愛知県名古屋市北区石園町三丁目二十三番地

○国土交通省告示第五百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南尻無谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県下新川郡朝日町山崎

字諏訪林　四四番七　一号から三号まで
四四番八　四号から六号まで
五二番二　七号
五二番三　八号
三五番一　九号
四〇番　十号
三二番二　十一号及び十二号
二一番　十三号
一三番二　十四号から十七号まで
四二番一　十八号及び十九号
四四番一　二十号から二十二号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

池川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千二十六号で指定した第七号に掲げる土地の区域を除く。）

富山県南砺市

蓑谷

字黒壁島　六五五〇番　一号
六五七二番　五号
六六二〇番　七号
六五五一番一　九号

字蝋山　一四番一　二号
一三番一　三号

北野蓑谷入会

字蓑谷山　一五番一三　四号
六〇番一　六号

正谷

字中尾島　一八六番二　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

祖山出谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県南砺市祖山

字抜ノ平　二番七　一号
二番一　二号から十一号まで
二番四　十二号及び十三号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

和田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千三百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

富山県砺波市

栃上　一〇〇九番一　一号及び二号
一〇〇九番二　三号
三一七六番　四号
一三二二番　五号
三一七五番　六号及び十号
三一六番　七号及び九号
一三〇八番　八号
一三二一番一　十一号
一三二〇番　十二号
一三一七番　十三号及び十四号
一三一四番　十五号
一三一一番　十六号
一三〇一番　十七号
一二九七番　十八号
三一〇七番　十九号から二十一号及び二十三号
三一〇五番　二十二号
一三二七番　二十四号
一〇〇九番四　二十五号
一〇〇四番一　二十六号

○国土交通省告示第五百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日

国土交通大臣　前原　誠司